

第1 総括及び事業概要

経営理念として『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』を掲げ、地域福祉推進の中核機関の役割を果たすため、市（区）町村社協をはじめ福祉諸団体、NPO法人、ボランティア等幅広く関係者との連携・協働のもと、各種事務事業をとおして豊かな福祉社会の実現に向けて取り組みました。

主な取り組みとしては、今後の社協運営等の充実・拡充を図るため社協職員同士や見識者等との協働で「社協活動実践研究委員会」を運営し社協体制整備等に関する研究調査した成果等を9月上旬に開催した第4回社協フォーラムにおいて報告し、その指針を示しました。

福祉団体の支援としては、昨年度から市町村社協や福祉諸団体等を対象に社会福祉に関する課題等のニーズ調査したものを宮城県に対し7月中旬に福祉施策に係る要望（提言）として15項目を提出し、11月、宮城県から必要な要望については引き続き検討し対応する旨や制度改正の必要な事項は国等に要望してきたい等の回答がありました。

また、県社会福祉施設経営者協議会との共催で全国社会福祉施設経営者大会を仙台市で9月に開催するとともに、民生委員児童委員等の研修会を協働で実施しました。さらに、10月には宮城県社会福祉大会を福祉関係7団体と協働により開催し社会福祉に寄与することができました。

6月に発生した岩手・宮城内陸地震の際には、被災地の栗原市及び栗原市社協との連携により社協災害対策本部運営の支援にあたりるとともに、市（区）町村社協との協働で職員を派遣し、被災者の支援を行ない、その復興等に努めました。

最近の経済状況の悪化により、離職者等の急増など社会的背景を踏まえ、緊急且つ一時的に生計の維持困難な世帯を対象とし、3月から新規に生活福祉資金の緊急小口資金貸付を市（区）町村社協との連携により実施するとともに、離職者支援資金、修学資金等の貸付条件を緩和するなどの措置を行ない、円滑に事業を推進しました。

社会福祉・介護分野への若い人材の参入が減少している現状を踏まえ、国が貸付条件を緩和した「介護福祉士等修学資金貸付事業」を新年度より受託し、質の高い人材の確保・定着に努めることになっております。

県社協が指定管理者制度下で運営する県立社会福祉施設等にあたっては、そ

の役割を果たすため、利用者及びその家族等のニーズや個別支援計画に基づき、支援に努めました。

また、今年度で指定管理者制度の契約期間が終了する県立社会福祉施設の介護研修施設「介護研修センター」及び、精神障害者社会復帰施設「援護寮」につきましては、次期指定管理者募集要項に基づき応募した結果、指定が決定し、引き続き管理運営することになりました。

県社協の取り巻く環境は、指定管理者制度の施行などに伴い、経営的に大変厳しい状況にあり、財政基盤の強化が喫緊の課題であるため、昨年度は職員給料等を削減し、今年度は役員報酬3%削減するとともに、8月に経営企画室を新設し、中長期ビジョンの策定に取り組んでいます。

なお、県社協の全体的な事務事業の推進状況については、岩手・宮城内陸地震の支援活動等により、若干の影響はあったものの、概ね年間計画のとおり実施しました。事業概要は以下のとおりです。

I 地域福祉の総合的な推進

- 1 社協の地域福祉事業等をめぐる課題等に注視し、社協職員同士や見識者等との協働で「社協活動実践研究委員会」をとおして、調査研究を行ない、その成果を「第4回社協フォーラム」で報告しております。また、社協活動継続支援事業を実施している3社協の支援としては、学識経験者等の有識者等を研修等に派遣し、協働での調査研究の実施や地域福祉活動計画策定委員会に職員を派遣するとともに、市町村社協の役職員研修や事務局長会議等を実施しました。

福祉団体との連携については、9月18・19日仙台市内を会場に開催した全国社会福祉施設経営者大会を県社会福祉施設経営者協議会と協働で実施しました。また、来年度10月に開催予定の全国児童養護施設長研究協議会の実行委員会に参画し、その準備を進めております。

地域の低所得者世帯や高齢者、障害者世帯等への生活福祉資金貸付事業の推進にあたっては、市（区）町村社協担当職員及び民生委員等の研修会をとおして制度の意義の徹底を図るとともに、運営委員会等で慎重な審査を行ない、ニーズに合わせた適正な貸付を決定し、対象世帯の自立促進に努めました。さらに、最近の経済状況の悪化により、離職者等の急増などを考慮して、市（区）町村社協と連携し新規に緊急小口資金貸付や離職者支援資金、修学資金等の貸付条件を緩和するなど、事務手続きの迅速化を図り円滑に事業が推進できるように努めました。

また、日常生活自立支援事業（まもり〜ぶ事業）では専門員及び生活支援員へ生活支援マニュアルの配布や市町村社協と連携の強化を図るなど、支援体制の充実に努め福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理サービスの提供を行ないました。

更に、この事業の円滑かつ適切な執行が図られることを勘案して、県内広域圏ごとに代表市町村社協にこの事業の委託を本年度から3年計画で進めることとし、翌年度に向けて登米広域圏については登米市社協、石巻広域圏については石巻市社協にそれぞれ委託することができました。

大規模災害時に設置される市（区）町村社協災害ボランティアセンターの円滑な運営を確立するため、その設置運営訓練へのスタッフの派遣等を行なうとともに、運営中核者研修やスタッフ研修等を実施し、その体制整備に努めました。

6月14日発生した岩手・宮城内陸地震時には、県災害ボランティアセンターでは、被災地の当該社協の要請により、市（区）町村社協と連携し協働で職員を派遣し、当該災害ボランティアセンターの支援をはじめ、被災地の避難所等で生活する被災者等の支援を行ない、その復興に努めました。

みやぎボランティア総合センターでは、個人、団体等のボランティアに対し、ボランティアコーディネーター研修会の実施や基金の助成、各種助成の紹介等をとおして市民活動の活性化に努めるとともに、地域指定福祉教育推進事業では指定4社協と福祉教育プログラム作成の勉強会等を実施しました。

相談事業については、高齢者及びその家族が抱える保健・福祉・医療に関する専門相談等の実施や地域での巡回相談を実施し、その福祉の増進に努めました。また、障害者が地域で自立して暮らすために障害者市町村相談支援事業を4事業所で実施するとともに、国の就業・生活支援事業を2事業所で展開し、ニーズに即した支援を行ないました。

身体拘束廃止の相談・研修では、和風園に身体拘束廃止相談センターを設置し、窓口相談をはじめ、移動（現場）相談や指導者養成研修等を行ない、身体拘束に至らない生活支援を推進しました。

いきいきシニアの活力を生かした社会参加を促進するため、「宮城いきいき学園5校」では、各種講座、学習やクラブ活動をとおして地域活動がで

きる人材の育成に努めました。

また、シニア会員制による「いきいきSUNクラブ」の運営や退職サラリーマンの自主運営組織「みやぎエルダーネット」の会員が地域で豊にいきいきとした暮らしの実現に向けて支援を行ないました。さらに、高齢者のスポーツ・文化等の普及を図るために、全国健康福祉祭鹿児島大会（ねんりんピック）への選手を選考し派遣するとともに、宮城シニア美術展を開催しました。

中国帰国者を対象に日本語学習、交流事業、相談事業、就労等の支援を行ない、自立に向けて取り組みました。

- 2 介護サービス情報の公表の調査機関として、訪問介護事業所・福祉用具貸与事業所・介護老人保健施設等の調査を中立・公平な立場で実施し、その概要の公表は宮城県指定情報公表センターで行なっております。

福祉サービス第三者評価事業については、児童養護施設1か所と契約を締結し実施し、その概要は宮城県及び県社協のホームページで公表しております。

Ⅱ 社会福祉従事者等の育成と人材確保

- 1 介護支援専門員関係研修、サービス管理責任者研修や相談支援従事者研修等の専門的な研修を体系的に企画実施し、知識・技術等の向上に努めました。
- 2 福祉人材確保推進事業として、福祉の職場説明会や人材育成管理者研修等を実施するとともに、福祉人材無料職業紹介事業ではハローワーク等と連携して移動相談会を実施し、人材の確保と斡旋に努めました。また、雇用環境等の改善については、福祉施策として県に対し要望（提言）しております。

また、障害者の雇用については、管理者セミナーに障害者雇用の制度等を盛り込み啓発と促進に努めました。

- 3 県社協の独自事業として、事業運営・労務管理・財務管理等の専門相談を実施し、健全な経営の体制づくりの支援を行ないました。

Ⅲ セーフティネット機能の発揮

- 1 県社協が管理経営する社会福祉施設等では、虐待などで障害児（者）・高

齢者等が緊急的な保護を要する方々を関係機関と調整し、積極的に受入れ支援を行ないました。

- 2 岩手・宮城内陸地震における被災地の当該社協の要請を受けて、市（区）町村社協と連携・協働のもと職員を長期間派遣し、避難所等で生活する被災者の支援を行ない、その復興等に努めました。また、太白荘では地震による二次災害の恐れのある地区住民の受入れ支援を行なっています。
- 3 生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業（まもり〜ぶ事業）等を積極的に展開し自立促進に努めました。（再掲）

IV 指定管理施設等の適正な運営

- 1 障害者自立支援法に基づき、福祉サービスの新事業体系へ円滑且つ効率的に移行するため、試行的な取り組みの中で検証しながら推進しております。また、利用者の支援にあたっては、個別支援計画を基に生活支援を中心にした介護及び創作活動や生産活動、就労訓練等を行ない、自立の促進に努めました。

社会的入院解消に向けて、利用者の主体性（自己決定）に基づいた生活訓練や職場実習等を行ない、関係機関と連携し自立促進に努めました。

発達障害者支援センターでは相談・発達（療育）・就労支援を実施するとともに、家族及び関係機関等に対する普及啓発に努めました。また、重症心身障害児（者）通園事業では関係機関との協力体制を構築しながら、機能訓練・レクリエーション活動等の支援を行なっています。

- 2 特に後期高齢者が増加傾向にあり、利用者及びその家族等のニーズが多様化している現状を踏まえ、24時間支援体制で介護と看護が連携し、医療機関の協力のもと利用者のニーズに即したサービスの提供に努めました。

利用者のニーズ等に対応し、宿泊体験や日中活動等をとおして心身の機能回復に努め地域生活への移行を促進しました。

介護者等への各種介護研修の実施や専門職の配置により相談者のニーズに合わせた福祉用具の紹介、住宅改造等の相談を実施し、介護知識・技術及び介護機器の普及を図りながら、高齢者の自立の支援に努めました。

V 適正な法人運営と経営基盤の強化

- 1 権利擁護推進委員会及び部会では、質の高いサービスを提供するため、倫理綱領の具体的行動計画や身体拘束に至らない支援等について検討・検証し実践するとともに、相談・苦情等には、相談責任者・窓口担当者及び第三者委員を配置し適切な対応に努めました。また、経営上のリスク管理の徹底を図るため、ヒヤリ・ハット等の事例をもとにリスク管理委員会で検証しながら対策等を講じ事故防止に努めました。
さらに、法人運営の透明性の確保を図るため、事業と財務の状況等をホームページ等で積極的に公開しました。
- 2 積立金、引当金等を計画的に確保するため、資金管理委員会で市場の状況等を調査・把握し、基金、資金の適正な運用・管理に努めました。また、指定管理者制度下等での経営基盤の強化を図るため、8月に経営企画室を新設し、中長期ビジョンの策定に取り組んでいます。
- 3 中堅・幹部・管理者等の階層別研修を実施するとともに、非正規職員については、権利擁護研修をはじめ、外部専門研修等に参加させるなど、スキルの向上に努めました。
- 4 経年劣化・老朽化に伴い社会福祉会館は屋上電気設備移設工事，屋上防水工事，貸事務所床改修工事等を行ない，なかやま山荘では大浴場屋上防水工事を実施し安全且つ衛生上の対策を講じました。